

## くすのき広域連合広告掲載要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、くすのき広域連合（以下「広域連合」という。）が保有する広告媒体に広告を記載することに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げるものをいう。

ア 広域連合のホームページ

イ その他広告媒体として活用できると認められるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に広告を掲載し、又は提出することをいう。

(3) 広告代理業者 広告掲載に当たり、広域連合から委託を受けた事業者をいう。

(基本的な考え方)

**第3条** 広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい社会性と信用性を有するものでなければならない。

(広告掲載の範囲)

**第4条** 広告掲載は、広域連合の事務又は事業に支障を及ぼさず、かつ、その用途又は目的を妨げない範囲内で行うものとする。

2 次の各号のいずれかに該当すると認められる広告は、広告媒体には掲載しない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 第三者の権利を侵害するもの又はそのおそれがあるもの

(4) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの

(5) 政治性又は宗教性のあるもの

(6) 社会問題についての主義主張を含むもの

(7) 個人又は法人等の意見広告及び名刺広告

(8) 美観風致を害するおそれがあるもの

(9) 内容又は責任の所在が不明確なもの

(10) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認させるおそれがあるもの

(11) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(12) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として不相当であるとするのき広域連合長（以下「広域連合長」という。）が認めるもの  
（広告掲載の付記事項等）

**第5条** 広告掲載に当たっては、当該広告が民間企業等の広告であることを明確にするため、当該広告掲載欄に「広告欄」等の文言を記載するとともに、必要に応じ広告の内容に関する責任の帰属に関する事その他必要な事項を注記するものとする。  
（要領の制定）

**第6条** 広域連合長は、広告媒体の種類及び広告の規格、掲載料、掲載位置、掲載期間、その他広告掲載を行う際に必要な事項について記載した要領を制定するものとする。  
（事務分掌）

**第7条** 広告掲載に関する事務は、総務課で行う。  
（広告の募集）

**第8条** 広告掲載の募集は、第6条に規定する要領に基づき、原則として、ホームページ等で公募することにより行うものとする。  
（広告代理業者への業務の委託）

**第9条** 広告掲載を行うときは、広告媒体の種類、規格、掲載位置、掲載期間、印刷色、原稿提出方法等を定め、広告代理業者に委託することができる。  
（広告掲載の申込み）

**第10条** 広告掲載を希望する者又は広告代理業者（以下「掲載希望者」という。）は、広告掲載申込書（様式第1号）により、広域連合長に申し込むものとする。  
（広告掲載の決定）

**第11条** 広域連合長は、前条の規定による申込みがあったときは、第3条及び第4条の規定に抵触するか否かの審査を行い、掲載の可否を決定し、広告掲載可否決定通知書（様式第2号）により掲載希望者に通知するものとする。

2 広域連合長は、前項の規定による決定を行うに当たり、掲載希望者に対し、仕様の変更を指示し、又は必要な条件を付することができる。

3 広域連合長は、第1項の掲載の可否を決定するに当たり、必要に応じ第13条第1項に規定する委員会に審査を行わせ、又は意見を求めることができる。

(広告の掲載順位等)

**第12条** 広告掲載に当たっては、守口市、門真市及び四條畷市に事業所等を有する掲載希望者の広告を優先する。

2 同一の広告の募集枠に複数の掲載希望者があったときは、抽選により決定するものとする。

(くすのき広域連合広告審査委員会)

**第13条** 広告媒体に掲載する広告の可否に関する審査を行うため、くすのき広域連合広告審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、事務局長の職にある者とし、委員会を総括する。

4 副委員長は、総務課長の職にあるものとし、委員長を補佐するとともに、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる職にあるものとする。

事務局長、総務課長、事業課長、守口支所長、門真支所長、四條畷支所長

(会議)

**第14条** 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員長がその議長となる。

3 委員会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

6 委員会は、第11条第3項の規定により行った審査結果の報告又は意見の具申を広域連合長に行うものとする。

(委員会の庶務)

**第15条** 委員会の庶務は、総務課において行う。

(委任)

**第16条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が

別に定める。

(広告掲載料の納付等)

**第17条** 広告掲載の決定を受けた掲載希望者（以下「広告主」という。）は、広告掲載料を広域連合の指定する期日までに、一括で前納しなければならない。ただし、広域連合長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

2 前項により支払われた広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により、広告掲載を中止し、又は広告掲載に係る契約を解除したときは、この限りでない。

(広告掲載決定の取消し)

**第18条** 広域連合長は、広告主が次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに掲載する広告の提出がないとき。
- (3) 広告主が広域連合の信用を失墜させ、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (4) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (5) 広告主の倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき。
- (6) 広告主が書面により、掲載取下げを申し出たとき。
- (7) 広域連合の業務上、やむを得ない事由が生じたとき。

(広告の撤去等)

**第19条** 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当し、必要があると認める場合には、広告主に対し、当該広告の撤去又は削除を求めるものとする。

- (1) 広告主が、広告の掲載期間満了後においても広告を撤去しないとき。
  - (2) 前条の規定により広告掲載に係る決定を取り消された広告主が、広告を撤去しないとき。
- 2 前項の規定による求めがあつたにもかかわらず、広告主がそれに応じないときは、広域連合長は当該広告を撤去又は削除するものとする。
- 3 前項の広告の撤去又は削除に要した経費は、広告主に求めるものとする。

(広告主の責務)

**第20条** 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものと

する。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを広域連合に対して保証するものとする。
- 3 第三者から、広告に関して苦情の申立又は損害賠償の請求等がなされた場合は、広告主は、その責任及び負担において解決しなければならない。
- 4 広告を掲載する権利を譲渡又は転貸してはならない。
- 5 広告主は、第18条各号の事由による広告掲載の取消し等により、広域連合に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(細目)

**第21条** この要綱の実施に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年7月8日から施行する。

様式第1号（第10条関係）

広 告 掲 載 申 込 書

年 月 日

くすのき広域連合長 様

（申込者）

郵便番号 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

くすのき広域連合広告掲載要綱第10条の規定に基づき、広告掲載を次のとおり申し込みます。

なお、この申込書及び添付書類については、事実と相違ないこと、法令を遵守していること、くすのき広域連合広告掲載要綱を遵守することを誓約します。

掲載を希望する媒体	
掲載希望期間	年 月 ～ 年 月 (計 月間)
希望枠数	枠
リンク先トップページアドレス ※HPに掲載希望の場合	http://
広告原稿等	
会社概要	
連絡先	担当者名
	電話 / FAX

※記載できない場合は、当該資料等を添付すること。

様式第2号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

くすのき広域連合  
広域連合長

広 告 掲 載 可 否 決 定 通 知 書

年 月 日付で申込みのありました（広告媒体名）への広告掲載については、くすのき広域連合広告掲載要綱第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 決定結果 掲載を可とする ・ 掲載を否とする

2 掲載を可とする場合における掲載条件

(1) 広告の掲載期間 年 月 ～ 年 月（ ケ月間）

(2) 広告掲載料 円

年 月 日までに、お支払いください。

3 掲載を否とする場合における理由